
サステナビリティ基準委員会の活動状況

本資料の目的

1. 本資料は、第 12 回サステナビリティ基準諮問会議（2026 年 3 月 16 日開催）後のサステナビリティ基準委員会（以下「SSBJ」という。）の活動状況を中心にご報告することを目的としている。

サステナビリティ基準委員会の活動状況

2. SSBJ は、前回ご報告後、主に次の活動を行ってきた。SSBJ における審議の概要は別紙 1 のとおりである。
 - (1) SSBJ 基準の開発
 - (2) SSBJ 基準の導入支援
 - (3) 国際対応
 - ① 国際サステナビリティ基準審議会（以下「ISSB」という。）から公表されたデュー・プロセス文書等への対応
 - ② サステナビリティ基準アドバイザリー・フォーラム（SSAF）における対応
 - ③ その他の国際会議等への参加

SSBJ 基準の開発**（開発した SSBJ 基準）**

温対法における SHK 制度の定める方法により測定し報告する温室効果ガス排出を用いて「気候基準」の定めに従う場合の開示

3. 「地球温暖化対策の推進に関する法律」（温対法）における「温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度」（SHK 制度）の定める方法により報告する温室効果ガス排出を用いてサステナビリティ開示テーマ別基準第 2 号「気候関連開示基準」の定めに従う場合の開示について、その取扱いについて実務上の解釈が分かれていることが指摘されていたことから、明確化を図るために、サステナビリティ開示実務対応基準の開発をした。
4. 2025 年 12 月より検討を開始し、2026 年 1 月 22 日にサステナビリティ開示実務対応基準公開草案第 1 号「温対法における SHK 制度の定める方法により測定し報告する温室効果ガス排出を用いて『気候基準』の定めに従う場合の測定及び開示（案）」を公表した（コメント期限：2026 年 3 月 25 日）。

5. 公開草案に対して寄せられたコメントについて検討を行い、2026年6月11日にサステナビリティ開示実務対応基準第1号「温対法におけるSHK制度の定める方法により測定し報告する温室効果ガス排出を用いて『気候基準』の定めに従う場合の開示」を公表した。

(今後開発が予定されるSSBJ基準)

6. SSBJは、サステナビリティ開示ユニバーサル基準「サステナビリティ開示基準の適用」(以下「適用基準」という。)BC19項(1)に記載のとおり、ISSBによりIFRSサステナビリティ開示基準(以下「ISSB基準」という。)が新規に公表される又は既存のISSB基準が改訂される場合、SSBJにおいて、SSBJ基準における取扱いについて可及的速やかに検討を開始することとしている。
7. 当該基本的な方針に基づき、ISSBによって、新規のISSB基準の公表又は既存のISSB基準の改訂に向けたデュー・プロセス文書が公表されている次のプロジェクトについて、今後、SSBJにて対応するSSBJ基準における取扱いについて検討を開始することが考えられる。

「SASBスタンダード」の修正及び「IFRS S2号の適用に関する産業別ガイダンス」の修正に係るプロジェクト

8. ISSBより、ISSB基準を適用する企業に対して適時の支援を行うための「SASBスタンダード」の向上を目的として、次の公開草案が公表された。
 - (1)2025年7月3日公表、公開草案『「SASBスタンダード」の修正案』及び公開草案『「IFRS S2号の適用に関する産業別ガイダンス」の修正案』(いずれもコメント期限：2025年11月30日)。
 - (2)2026年3月26日公表、公開草案『「SASBスタンダード」及び「IFRS S2号産業別ガイダンス」に対する修正案』(コメント期限：2026年7月24日)。
9. SSBJ基準では、適用基準において、「SASBスタンダード」(2025年12月最終改訂)を参照し、考慮することが要求されるガイダンスの情報源として定めている。このため、SSBJでは、ISSBによって「SASBスタンダード」が修正された場合、参照先の「SASBスタンダード」を最新のものに更新することについて、検討を行うことになる。

SSBJ基準の導入支援

(補足文書の公表)

10. SSBJは、SSBJ基準の開発にあたり、基準を適用した結果として開示される情報が国際的な比較可能性を大きく損なわせないものとなるようにするため、その基本的

な方針として、ISSB 基準との整合性を図ることを基礎としている。

11. このため、ISSB 基準に関する付属ガイダンス及び教育的資料のうち、ISSB 基準の適用において参考となるものについて、SSBJ 基準の適用にあたり参考にできるように、SSBJ の了承を得たものを SSBJ の補足文書と位置付けることとしている。
12. 前回ご報告後に公表した補足文書は次のとおりである。

(1) 補足文書「IFRS S2 号における気候レジリエンス及び気候関連のシナリオ分析に関する要求事項」(2026 年 3 月 26 日公表)

(SSBJ ハンドブックの公表)

13. SSBJ 事務局は、SSBJ 基準を利用する際の便宜を考慮して、関係者のニーズが高いもの（これまでに SSBJ に多くの質問が寄せられたもの等）から、SSBJ 事務局のリソース等を踏まえ決定した論点について、SSBJ ハンドブックとして解説を公表することとしている。
14. 前回ご報告後については、2026 年 3 月から 6 月末までに、3 つの SSBJ ハンドブックを公表した。また、2026 年 3 月 13 日に公表した「温室効果ガス排出の開示に対する改正」の公表¹を踏まえて、既に公表済みの 4 つのハンドブックを更新している（2026 年 3 月 31 日）²。さらに、サステナビリティ開示実務対応基準第 1 号「温対法における SHK 制度の定める方法により測定し報告する温室効果ガス排出を用いて『気候基準』の定めに従う場合の開示」の公表³を踏まえて、既に公表済みの 1 つのハンドブックを更新している（2026 年 6 月 30 日）⁴。

(有価証券報告書における SSBJ 基準への言及について（注意喚起）の公表)

15. 有価証券報告書におけるサステナビリティ関連記載事項の開示にあたり、SSBJ 基準のすべての定めに従っていない場合であっても有価証券報告書において SSBJ 基準に言及している例が見受けられている。この点、SSBJ 基準のすべての定めに従っていない場合に、SSBJ 基準に従っているかのような誤解を生じさせる可能性がある表現を用いて SSBJ 基準に言及することは適切でないと考えられる。このため、有価証券報告書の利用者の誤解を避ける観点から、2026 年 5 月 29 日に有価証券報告書における SSBJ 基準への言及に関する SSBJ の考え方を伝える注意喚起文書を SSBJ のウェブサイトにおいて公表している⁵。

¹ https://www.ssb-j.jp/jp/ssbj_standards/2026-0313.html

² https://www.ssb-j.jp/jp/related_information/handbooks.html

³ https://www.ssb-j.jp/jp/ssbj_standards/2026-0611.html

⁴ https://www.ssb-j.jp/jp/news_release/405989.html

⁵ https://www.ssb-j.jp/jp/related_information/disclosure_notice.html

（「有価証券報告書の作成要領（サステナビリティ関連財務開示編）」（2026 年 3 月期提出用）の公表）

16. 当財団及び SSBJ は、2026 年 2 月の「企業内容等の開示に関する内閣府令」（昭和 48 年大蔵省令第 5 号）の改正を受けて、有価証券報告書における「サステナビリティに関する考え方及び取組」欄において、法令の定めに基づき SSBJ 基準の定めに従った情報開示を行うことを想定し、「有価証券報告書の作成要領（サステナビリティ関連財務開示編）」の内容を改正し、2026 年 4 月 10 日に、「有価証券報告書の作成要領（サステナビリティ関連財務開示編）」（2026 年 3 月期提出用）」を公表している⁶。

（SSBJ 基準の周知活動）

17. SSBJ は、2026 年 7 月 13 日及び 17 日に、東京及び大阪において、「SSBJ 基準解説セミナー2026」を開催し、直近までの SSBJ 基準の改正等の内容を反映した SSBJ 基準の全体像について改めて紹介するとともに、周辺諸制度との関係を案内することを予定している⁷。

国際対応

（ISSB から公表されたデュー・プロセス文書等への対応）

18. ISSB から公表されたデュー・プロセス文書等に対する、SSBJ の対応は次のとおりである。

（1）『「SASB スタンダード」及び『IFRS S2 号産業別ガイダンス』に対する修正案』の公表

ISSB は、2026 年 3 月 26 日に、公開草案「『SASB スタンダード』及び『IFRS S2 号産業別ガイダンス』に対する修正案」を公表した（コメント期限：2026 年 7 月 24 日）。SSBJ 事務局は、公開草案の日本語への仮訳、解説資料及び解説動画を作成し、SSBJ のウェブサイトに掲載している⁸。

「SASB スタンダード」の修正案では、優先度が高いとされる 12 の産業のうち 2025 年 7 月に公開草案が公表された産業を除く残りの 3 つの産業の「SASB スタンダード」の包括的な修正について提案が行われている。また、公開草案「『IFRS S2 号の適用に関する産業別ガイダンス』の修正案」では、「SASB スタンダード」について提案する修正と整合するような修正が提案されている。

SSBJ では当該公開草案に対するコメントを検討している。

⁶ https://www.ssb-j.jp/jp/news_release/405440.html

⁷ <https://www.ssb-j.jp/jp/seminar/2026-0713.html>

⁸ https://www.ssb-j.jp/jp/activity/exposure_draft_ssbj/y2026/2026-0326.html

(2) 教育的資料

ISSB では、IFRS S1 号及び IFRS S2 号の導入支援の一環として、教育的資料を公表している。SSBJ 事務局では、一部について日本語への翻訳を行い、また、一部について解説記事を作成し、SSBJ のウェブサイトにおいて公表している⁹。

なお、教育的資料のうち、SSBJ 基準の適用にあたって参考となると考えられる文書については、当財団の適正手続規則に従い補足文書として SSBJ の了承を得たうえで公表することとしている（本資料第 11 項を参照）¹⁰。

(サステナビリティ基準アドバイザリー・フォーラム (SSAF) における対応)

19. SSBJ は、ISSB の諮問機関である、サステナビリティ基準アドバイザリー・フォーラム (SSAF) のメンバーとなっている¹¹。SSAF は、ISSB の基準設定に関連する主要な技術的課題に関して、法域の基準設定主体との対話を正式かつ効率的に行うために設置された。

20. SSBJ は、SSAF の第 2 期のメンバー（メンバーは 3 年ごとに見直される。第 2 期は 2026 年から 2028 年の 3 年間）に、第 1 期に続いて選任されている。前回ご報告以降で開催された会合は、別紙 2 に記載している。

(その他の国際会議等への参加)

21. SSAF 会議のほか、前回ご報告の後に、SSBJ は、次の国際会議等へ参加している。

2026 年 4 月 28 日 から 4 月 30 日	会計基準設定主体国際フォーラム (IFASS 会議)
2026 年 5 月 4 日 及び 5 月 5 日	ニュージーランド外部報告評議会 (NZ XRB) との会議
2026 年 5 月 18 日	サステナビリティ基準カンファランス
2026 年 5 月 21 日	ドイツ会計基準委員会 (DRSC) との会議
2026 年 6 月 29 日 及び 6 月 30 日	IFRS 財団カンファランス

SSBJ 基準の金融商品取引法上の位置付け

22. SSBJ 基準の金融商品取引法上の位置付けについて、金融審議会の下に置かれた「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」において、SSBJ 基準を国際的なベースラインとなる ISSB 基準と同等な基準として金融商品取引法令に取り込む方向で議論が行われていた。2026 年 2 月に SSBJ 基準の位置付けが明らかとなっており、企業内容等の開示に関する内閣府令第 19 条の 9 第 5

⁹ <https://www.ssb-j.jp/jp/activity/educational-materials.html>

¹⁰ 「サステナビリティ開示基準の開発に係る適正手続に関する規則」第 14 条第 4 項

¹¹ <https://www.ifrs.org/news-and-events/news/2026/03/trustees-announce-ssaf-membership-2026-2028/>

項、及び関連する金融庁告示に基づき、SSBJ が公表した SSBJ 基準が一般に公正妥当と認められるサステナビリティ情報の作成及び開示に関する基準として指定された。これにより、プライム上場企業のうち、平均時価総額が一定規模を超える企業を対象として段階的な SSBJ 基準の適用が行われる。

23. また、SSBJ が 2026 年 3 月 13 日に「温室効果ガス排出の開示に対する改正」として公表した SSBJ 基準について、2026 年 5 月 19 日に、金融庁告示に基づき、新たに一般に公正妥当と認められるサステナビリティ情報の作成及び開示に関する基準として指定されている。なお、2026 年 6 月 11 日に公表したサステナビリティ開示実務対応基準第 1 号「温対法における SHK 制度の定める方法により測定し報告する温室効果ガス排出を用いて『気候基準』の定めに従う場合の開示」については、金融庁より金融商品取引法における金融庁長官が定めるサステナビリティ情報の作成及び開示に関する基準として指定することが提案されている（コメント期限：2026 年 7 月 24 日）。

以 上

前のご報告時（2026 年 3 月 16 日）の後のサステナビリティ基準委員会における審議の概要

回（開催日）	議 題
第 66 回 2026 年 3 月 25 日	（審議事項） (1) サステナビリティ基準諮問会議からの報告 (2) 2026 年 3 月サステナビリティ基準アドバイザリー・フォーラム（SSAF）の報告（速報） (3) SSBJ 基準テーマ別基準第 2 号「気候関連開示基準」ISSB 基準「温室効果ガス排出の開示に対する修正—IFRS S2 号の修正」に対応する気候関連開示基準の改正基準公表後の対応 (4) 補足文書の承認
第 67 回 2026 年 4 月 23 日	（審議事項） (1) 温対法における SHK 制度の定める方法により測定し報告する温室効果ガス排出を用いて「気候基準」の定めに従う場合の測定及び開示 （報告事項） (1) SSBJ 基準テーマ別基準第 2 号「気候関連開示基準」ISSB 基準「温室効果ガス排出の開示に対する修正—IFRS S2 号の修正」に対応する気候関連開示基準の改正基準公表後の対応 (2) 2026 年 3 月サステナビリティ基準アドバイザリー・フォーラム（SSAF）の報告
第 68 回 2026 年 5 月 12 日	（審議事項） (1) 温対法における SHK 制度の定める方法により測定し報告する温室効果ガス排出を用いて「気候基準」の定めに従う場合の測定及び開示 (2) ISSB 公開草案『SASB スタンダード』及び『IFRS S2 号産業別ガイダンス』に対する修正案」への対応 (3) 2026 年 5 月サステナビリティ基準アドバイザリー・フォーラム（SSAF）への対応
第 69 回 2026 年 5 月 26 日	（審議事項） (1) サステナビリティ関連情報のアップデート (2) 温対法における SHK 制度の定める方法により測定し報告

回（開催日）	議 題
	する温室効果ガス排出を用いて「気候基準」の定めに従う場合の開示 (3) ISSB 公開草案『SASB スタンダード』及び『IFRS S2 号産業別ガイダンス』に対する修正案」への対応 (4) 2026 年 5 月サステナビリティ基準アドバイザリー・フォーラム (SSAF) の報告（速報） (5) IFRS 財団「デュー・プロセス・ハンドブック」の改訂 (6) その他
第 70 回 2026 年 6 月 8 日	（審議事項） (1) サステナビリティ関連情報のアップデート (2) サステナビリティ開示実務対応基準第 1 号「温対法における SHK 制度の定める方法により測定し報告する温室効果ガス排出を用いて『気候基準』の定めに従う場合の開示」【公表議決】 (3) ISSB 公開草案『SASB スタンダード』及び『IFRS S2 号産業別ガイダンス』に対する修正案」への対応 （報告事項） (1) 2026 年 5 月サステナビリティ基準アドバイザリー・フォーラム (SSAF) の報告 (2) 「有価証券報告書における SSBJ 基準への言及について（注意喚起）」の公表

以 上

前のご報告時（2026 年 3 月 16 日）の後のサステナビリティ基準アドバイザー・フォーラム（SSAF）における議題

回（開催日）	議 題
第 10 回 2026 年 3 月 24 日	(1) IFRS S1 号及び IFRS S2 号の導入支援 (2) 自然関連開示 (3) 「SASB スタンダード」の向上 (4) アジェンダ計画及び会議概要
第 11 回 2026 年 5 月 19 日	(1) IFRS S1 号及び IFRS S2 号の導入支援 (2) GHG プロトコルの最新動向 (3) 「SASB スタンダード」の向上 (4) 自然関連開示 (5) アジェンダ計画及び会議概要

以 上